

第1編

最近の再犯者の実態

本編では、刑事司法の各段階における再犯者の状況について、それぞれを担当する機関において把握している統計をもとに、近時の傾向を概観する。

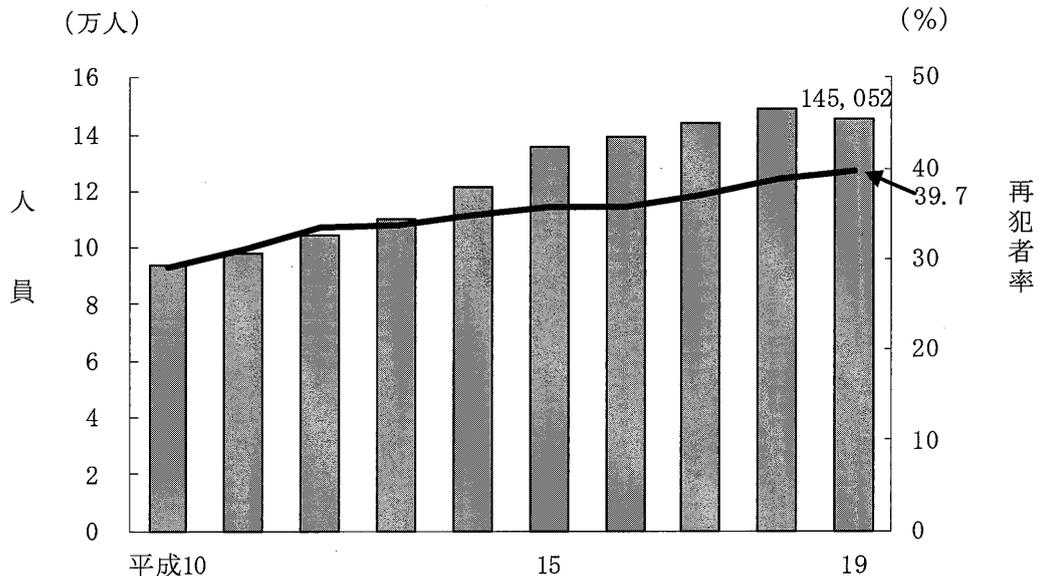
第1章 検 挙

1 一般刑法犯検挙人員中の再犯者

一般刑法犯検挙人員中の再犯者（前に刑法犯又は特別法犯（道路交通法違反を除く。）により検挙されたことがある者をいう。以下、本章において同じ。）の人員及び再犯者率（一般刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。以下、本章において同じ。）の推移（最近10年間）は、1-1-1-1図のとおりである。

一般刑法犯検挙人員中の再犯者の人員及び再犯者率は、近年、増加・上昇傾向にあるが、再犯者の人員については、平成19年は前年と比べて若干減少した（4,112人（2.8%）減）。

1-1-1-1図 一般刑法犯検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移
（平成10年～19年）



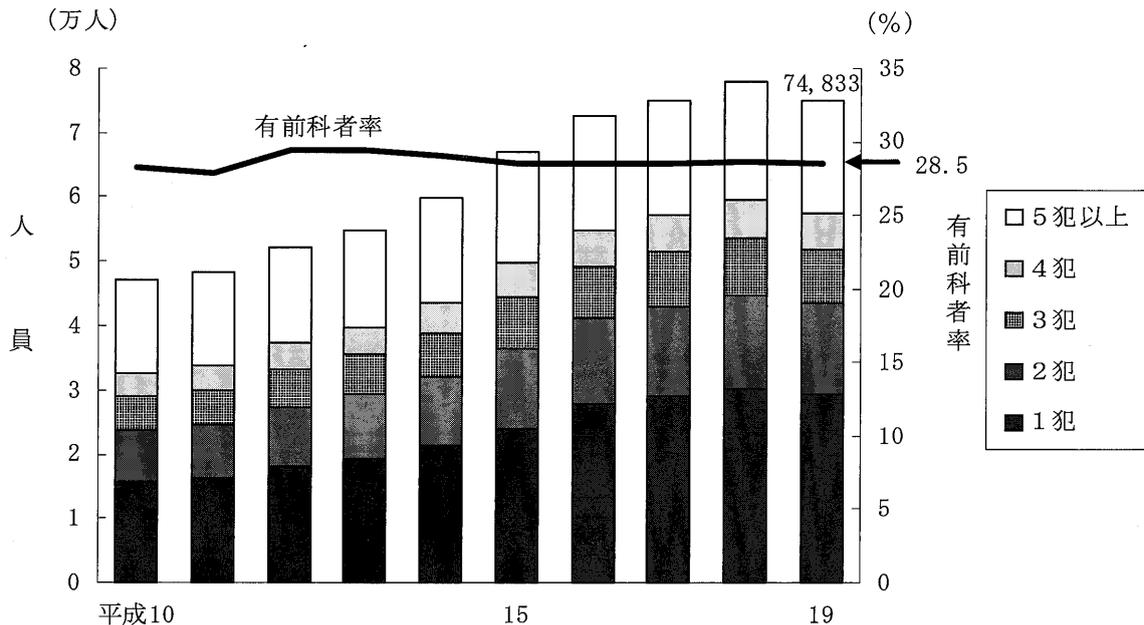
- 注 1 警察庁の統計による。
 2 「再犯者」とは、前に刑法犯又は特別法犯（道路交通法違反を除く。）により検挙されたことがある者をいう。
 3 「再犯者率」とは、一般刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。

2 成人一般刑法犯検挙人員中の有前科者

成人の一般刑法犯検挙人員中の有前科者（前に確定裁判（道路交通法違反を除く。）により刑の言渡しを受けたことがある者をいう。以下、本章において同じ。）の人員及び有前科者率（同検挙人員に占める有前科者の人員の比率をいう。以下、本章において同じ。）の推移（最近10年間）は、1-1-2-1図のとおりである。

成人の一般刑法犯検挙人員中の有前科者の人員は、近年、増加を続けていたが、平成19年は前年と比べて若干減少した(2,999人(3.9%)減)。他方、有前科者率は、10年以降27%~29%台で推移している。19年の有前科者の前科数を見ると、前科1犯の者の比率が39.4%と最も高いが、前科5犯以上も23.0%と高くなっている。

1-1-2-1図 成人一般刑法犯検挙人員中の有前科者人員・有前科者率の推移
(平成10年~19年)



注 1 警察庁の統計による。

2 「有前科者」とは、前に確定裁判（道路交通法違反を除く。）により刑の言渡しを受けたことがある者をいう。

3 「有前科者率」とは、成人の一般刑法犯検挙人員に占める有前科者の人員の比率をいう。

平成19年における成人の一般刑法犯の主要罪名別検挙人員中の有前科者の人員及び同一罪種（警察庁の統計の区分による。以下、本章において同じ。）の前科を有する者の人員は、1-1-2-2表のとおりである。

有前科者率は、一般刑法犯総数では、28.5%であるが、恐喝及び脅迫では、50%を超え、強盗でも50%に近いほか、傷害及び詐欺がほぼ40%となっている。

同一罪種の前科がある者の比率は、一般刑法犯総数では、14.0%であるが、傷害、窃盗及び恐喝では、20%前後になっている。

なお、覚せい剤取締法違反の検挙人員に占める同法違反の検挙歴がある者の人員の比率は、57.1%であった。

1-1-2-2表 成人の主要罪名別検挙人員中の有前科者人員・
同一罪種有前科者人員

(平成19年)

罪 名	検挙人員	有前科者		同一罪種の前科 を有する者	
		人数	比率(%)	人数	比率(%)
一般刑法犯総数	262,353	74,833	(28.5)	36,768	(14.0)
殺人	1,099	412	(37.5)	30	(2.7)
強盗	2,228	1,054	(47.3)	170	(7.6)
強盗致死	51	26	(51.0)	2	(3.9)
傷害	19,875	7,778	(39.1)	4,038	(20.3)
傷害致死	144	53	(36.8)	6	(4.2)
暴行	20,224	5,608	(27.7)	1,867	(9.2)
脅迫	1,567	800	(51.1)	133	(8.5)
恐喝	3,226	1,862	(57.7)	688	(21.3)
窃盗	122,296	35,165	(28.8)	23,654	(19.3)
詐欺	11,060	4,398	(39.8)	1,803	(16.3)
横領	1,078	252	(23.4)	22	(2.0)
強姦	892	328	(36.8)	90	(10.1)
強制わいせつ	1,978	664	(33.6)	220	(11.1)
放火	662	187	(28.2)	35	(5.3)
住居侵入	2,996	1,074	(35.8)	378	(12.6)
器物損壊	4,918	1,847	(37.6)	389	(7.9)
(覚せい剤取締法)	11,704	…	…	6,682	(57.1)

注 1 警察庁の統計による。

2 「有前科者」とは、前に確定裁判（道路交通法違反を除く。）により刑の言渡しを受けたことがある者をいう。

3 「有前科者」の（ ）内は、検挙人員に占める有前科者人員の比率である。

4 「同一罪種の前科を有する者」の（ ）内は、検挙人員に占める同一罪種（警察庁の統計の区分による。）の前科を有する者の人員の比率である。

5 「覚せい剤取締法」は、同一罪種の検挙歴を有する者を示し、参考数値である。

第2章 検察・裁判

1 起訴人員中の有前科者

平成19年の主要罪名別起訴人員（自動車運転過失致死傷等及び道交違反並びに法人及び前科の有無が不詳である者を除く。以下、本章において同じ。）中の有前科者（前に確定裁判により罰金以上の刑に処せられたことがある者をいう。以下、本章において同じ。）の人員、有前科者率（起訴人員に占める有前科者の人員の比率をいう。以下、本章において同

1-2-1-1表 起訴人員中の主要罪名別有前科者人員・犯行時の身上別人員

(平成19年)

罪 名	起訴人員	有前科者	有前科者率	犯 行 時 の 身 上			
				執行猶予中	保 護 観 察 中	仮釈放中	保釈中
総 数	171,242	79,018	46.1	10,822 (13.7)	1,878	659 (0.8)	85
一 般 刑 法 犯	102,977	50,494	49.0	7,593 (15.0)	1,444	464 (0.9)	63
殺 人	636	242	38.1	18 (7.4)	3	1 (0.4)	—
強 盗	2,074	944	45.5	141 (14.9)	32	5 (0.5)	1
傷 害	13,861	6,481	46.8	641 (9.9)	106	24 (0.4)	8
暴 行	4,579	2,295	50.1	201 (8.8)	34	4 (0.2)	1
脅 迫	752	398	52.9	63 (15.8)	16	4 (1.0)	1
恐 喝	2,305	1,284	55.7	189 (14.7)	44	7 (0.5)	1
窃 盗	44,294	23,475	53.0	4,334 (18.5)	882	310 (1.3)	30
詐 欺	10,390	4,888	47.0	723 (14.8)	114	53 (1.1)	7
横 領	2,212	1,033	46.7	204 (19.7)	33	8 (0.8)	—
強 制 横 領	885	352	39.8	49 (13.9)	9	2 (0.6)	1
強 制 わ い せ つ	1,569	583	37.2	70 (12.0)	11	2 (0.3)	—
放 火	521	168	32.2	13 (7.7)	2	—	—
贈 収 賄	161	42	26.1	—	—	—	—
住 居 侵 入	2,852	1,408	49.4	214 (15.2)	51	19 (1.3)	2
暴力行為等処罰法	1,216	749	61.6	70 (9.3)	8	2 (0.3)	2
そ の 他	14,670	6,152	41.9	663 (10.8)	99	23 (0.4)	9
特 別 法 犯	68,265	28,524	41.8	3,229 (11.3)	434	195 (0.7)	22
公 職 選 挙 法	1,245	252	20.2	8 (3.2)	2	—	1
銃 刀 法	2,833	1,300	45.9	91 (7.0)	15	4 (0.3)	1
覚 せい 剤 取 締 法	16,471	11,381	69.1	1,879 (16.5)	246	151 (1.3)	14
毒 劇 法	1,473	875	59.4	123 (14.1)	26	15 (1.7)	—
そ の 他	46,243	14,716	31.8	1,128 (7.7)	145	25 (0.2)	6

注 1 検察統計年報による。

2 自動車運転過失致死傷等及び道交違反を除く。

3 法人及び前科の有無が不詳である者を除く。

4 「有前科者」とは、前に確定裁判により罰金以上の刑に処せられたことがある者をいう。

5 「有前科者率」とは、起訴人員に占める有前科者の人員の比率をいう。

6 「横領」は、遺失物等横領を含む。

7 () 内は、有前科者の人員に占める比率である。

じ。)及び犯行時の身上(執行猶予中、仮釈放中又は保釈中)は、1-2-1-1表のとおりである。

有前科者率を罪名別に見ると、覚せい剤取締法違反、暴力行為等処罰法違反では60%を超えている。

また、有前科者のうち、犯行時に執行猶予中であつた者の比率を罪名別に見ると、横領、窃盗、覚せい剤取締法違反の順で高い。

2 執行猶予の取消し

取消事由別の執行猶予取消人員(最近10年間)は、1-2-2-1表のとおりである。

平成19年における執行猶予取消人員6,855人のうち、再犯により禁錮以上の刑に処せられたことを理由とするものが、6,436人と93.9%を占めている。

ところで、ある年における執行猶予言渡人員と、その年における執行猶予取消人員とでは、その対象が異なるので、厳密な意味での執行猶予取消率を算出することはできないが、

1-2-2-1表 取消事由別執行猶予取消人員

(平成10年～19年)

年次	執行猶予言渡人員			執行猶予取消人員 (D)	D/A (%)	取消事由					E/B (%)	F/C (%)
	総数 (A)	保護観察なし (B)	保護観察付 (C)			再犯		余罪	不遵守	その他		
						保護観察なし (E)	保護観察付 (F)					
10年	42,254	37,011	5,243	5,209	12.3	3,555	1,398	116	131	9	9.6	26.7
11	44,503	39,265	5,238	5,337	12.0	3,725	1,318	152	126	16	9.5	25.2
12	47,818	42,160	5,658	6,301	13.2	4,385	1,474	228	170	44	10.4	26.1
13	49,332	43,903	5,429	6,541	13.3	4,658	1,506	199	139	39	10.6	27.7
14	52,534	47,106	5,428	6,841	13.0	4,791	1,600	303	137	10	10.2	29.5
15	56,537	51,185	5,352	7,298	12.9	5,272	1,510	331	169	16	10.3	28.2
16	56,859	51,612	5,247	7,431	13.1	5,574	1,400	299	139	19	10.8	26.7
17	55,105	50,152	4,953	7,553	13.7	5,615	1,465	308	145	20	11.2	29.6
18	50,549	46,084	4,465	7,650	15.1	5,768	1,374	308	170	30	12.5	30.8
19	46,615	42,497	4,118	6,855	14.7	5,319	1,117	267	141	11	12.5	27.1

注 1 検察統計年報による。

2 懲役、禁錮及び罰金の執行猶予に関するものである。

3 「取消事由」の「再犯」は、刑法26条1号に、「余罪」は、同条2号に、「不遵守」は、同法26条の2第2号に、「その他」は、同法26条3号、26条の2第1号、第3号又は26条の3のいずれかに該当する事由である。

4 執行猶予取消人員は、同一人に対し一つの裁判で2個以上の刑の執行猶予の言渡しが同時に取り消された場合も1人として計算した。

5 保護観察付執行猶予者の再犯による取消率の算出に当たっては、再犯について禁錮以上の刑に処せられて執行猶予が取り消された場合のみを再犯による執行猶予の取消しとしており、再犯について罰金刑に処せられて執行猶予が取り消された場合を含まない。

前者に対する後者の比率を知ることにより、その年における執行猶予取消しのおおよその傾向を見ることができるといえる。平成19年の執行猶予言渡人員に対する執行猶予者の再犯による取消人員の比率は、14.7%であり、この比率を執行猶予言渡罪名別(言渡人員が100人以上のものに限る。)に見ると、毒劇法違反が52.6%と最も高く、次いで、覚せい剤取締法違反(26.5%)、窃盗(26.1%)の順であった(検察統計年報による)。

第3章 矯正

平成14年における出所受刑者について、同年から19年までの間、各年末までに再入した者の累積の比率は、1-3-1表のとおりである。

これを出所事由別に見ると、満期釈放者の方が仮釈放者よりも再入した者の比率が高く、また、再入の時期も早い。

他方、平成19年の再入受刑者について、前刑時の受刑罪名ごとに再犯期間（前回の刑の執行を受けて出所した日から、再入に係る罪を犯した日までの期間）が1年未満の者の占める比率を見ると、詐欺が54.4%と最も高く、次いで、住居侵入(52.6%)、窃盗(50.3%)、強盗(35.1%)の順であった（1年未満の再入者が100人以上の罪名に限る。）。

また、平成10年から14年までの各年の出所受刑者について、出所年を含む5年間に再入した者の比率は、1-3-2表のとおりであり、満期釈放者では56%～59%台、仮釈放者では33%～37%台となっている。

1-3-1表 出所受刑者の出所事由別・各年末までの再入率

(平成14年～19年)

出所事由	平成14年の 出所受刑者	各年12月31日までの再入率					
		14年	15年	16年	17年	18年	19年
総 数	27,308	5.8	21.5	32.4	39.3	43.6	46.1
満期釈放	11,990	10.5	32.7	45.1	52.3	56.7	58.9
仮釈放	15,318	2.1	12.8	22.5	29.1	33.3	36.1

注 1 矯正統計年報による。

2 「再入率」は、平成14年から各年12月31日までの再入受刑者の累積の平成14年の出所受刑者に対する比率である。

3 再入受刑者中、前刑出所前の犯罪による再入者を除く。

1-3-2表 出所受刑者の出所事由別・出所年から5年間に
おける再入率

(平成10年～14年)

出所事由	出 所 年				
	10年	11年	12年	13年	14年
総 数	45.5	46.9	45.9	44.5	43.6
満期釈放	56.4	59.2	58.5	56.5	56.7
仮釈放	37.6	37.8	36.0	35.1	33.3

注 1 矯正統計年報による。

2 「再入率」は、出所年を含む5年間の再入受刑者の累積の当該出所年の出所受刑者に対する比率である。

3 再入受刑者中、前刑出所前の犯罪による再入者を除く。

第4章 保護観察

仮釈放者及び保護観察付執行猶予者における保護観察終了人員のうち、保護観察期間中に再犯をして刑事処分を受けた者の人員の比率（以下、本章において「再処分率」という。）の推移（最近10年間）は、1-4-1表のとおりである。

再処分率は、仮釈放者については1%前後で推移していたが、平成19年は0.6%と、最近10年間で最も低くなった。また、保護観察付執行猶予者についても、再処分率は35%前後で推移していたが、19年は前年よりも3.7ポイント低下し、仮釈放者と同様に最近10年間で最も低くなった。

1-4-1表 保護観察終了人員の再処分率

① 仮釈放者

(平成10年～19年)

年次	保護観察 終了人員	再処 分率	処 分 内 容							
			懲役・禁錮			罰 金		拘留・ 科 料	起訴猶予	その他
			実刑	観察付猶予	単純猶予	一般	交通			
10年	12,755	1.0	0.5	—	—	0.1	0.3	0.1	0.1	—
11	13,234	1.1	0.5	—	—	0.1	0.4	—	0.1	—
12	12,958	1.1	0.6	—	—	0.1	0.3	0.0	0.1	—
13	13,906	0.7	0.2	—	—	0.1	0.3	0.0	0.1	—
14	14,697	0.9	0.4	—	—	0.1	0.3	0.0	0.1	—
15	15,576	1.0	0.3	—	—	0.1	0.4	0.0	0.2	—
16	16,539	1.1	0.5	—	—	0.1	0.3	0.1	0.1	—
17	16,793	1.1	0.6	—	—	0.1	0.3	0.0	0.2	—
18	16,494	0.8	0.4	—	—	0.1	0.2	0.0	0.1	—
19	16,430	0.6	0.2	—	—	0.0	0.2	0.0	0.1	—

② 保護観察付執行猶予者

年次	保護観察 終了人員	再処 分率	処 分 内 容							
			懲役・禁錮			罰 金		拘留・ 科 料	起訴猶予	その他
			実刑	観察付猶予	単純猶予	一般	交通			
10年	4,930	35.5	29.5	0.1	—	1.8	2.9	0.1	1.1	—
11	4,845	34.4	28.4	—	—	1.8	3.0	0.1	1.2	0.0
12	5,188	36.4	31.6	0.1	—	1.4	2.3	0.1	0.9	0.0
13	5,286	35.5	30.5	0.0	—	1.5	2.6	0.1	0.8	—
14	5,377	37.2	32.2	0.1	—	1.1	2.6	0.0	1.2	0.0
15	5,391	35.6	30.3	0.0	—	1.4	2.5	0.1	1.2	—
16	5,324	33.5	28.4	0.1	—	1.4	2.5	0.1	1.0	0.0
17	5,261	34.4	29.3	0.0	—	1.3	2.4	0.0	1.3	0.0
18	5,108	34.2	28.8	0.1	—	1.3	2.3	0.0	1.6	—
19	4,816	30.5	25.3	0.1	—	1.5	1.9	0.0	1.6	—

注 1 保護統計年報による。

2 「再処分率」は、保護観察終了人員のうち、保護観察中に再犯をして刑事処分を受けた者の人員の比率である。

3 「処分内容」の数値は、保護観察終了人員に対する比率である。